

## 一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会・会費規程

この規程は、定款第7条の規定により、健全な協議会運営を行う事を目的とする。

この規程について、変更が求められる場合、理事会及び総会の承認を得た場合において変更することが出来る。

会費について、1拠点における施設・事業所の定員数により算定する。複数の拠点を有する会員施設においては、2拠点目においても同様に算定する。  
ただし、通所事業所においては、複数有している会員の場合においても法人で1とする。

会費算定については、下記のとおりとする。

### ◎ 特別養護老人ホーム（長期）

1施設につき基本会費10,000円に、入所定員数と1,000円を乗じた額を加算した合計を会費とする。入所定員数が100を超えた場合、100までを上記金額で計算し、それ以降は半額の500円を以て乗じた金額を付することとする。

（例1）50床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+1,000\text{円}\times 50\text{床}=60,000\text{円}$$

（例2）130床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+(1,000\text{円}\times 100\text{床})+(500\text{円}\times 30)=125,000\text{円}$$

### ◎ 特別養護老人ホーム（短期）

1事業所につき、定員数に500円を乗じた金額とする。

### ◎ 養護老人ホーム

1施設につき基本会費10,000円に、入所定員数と700円を乗じた額を加算した合計を会費とする。入所定員数が100を超えた場合、100までを上記金額で計算し、それ以降は半額の350円を以て乗じた金額を付することとする。

（例1）50床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+700\text{円}\times 50\text{床}=45,000\text{円}$$

（例2）130床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+(700\text{円}\times 100\text{床})+(350\text{円}\times 30)=90,500\text{円}$$

### ◎ 軽費老人ホーム(含む：ケアハウス・特定施設入居者生活介護)

1施設につき基本会費10,000円に、入所定員数と500円を乗じた額を加算した合計を会費とする。入所定員数が100を超えた場合、100までを上記金額で計算し、それ以降は半額の250円を以て乗じた金額を付することとする。

（例1）50床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+500\text{円}\times 50\text{床}=35,000\text{円}$$

（例2）130床の場合…

$$\text{基本会費}10,000\text{円}+(500\text{円}\times 100\text{床})+(250\text{円}\times 30)=67,500\text{円}$$

### ◎ 通所介護

会員施設の法人につき、1以上の通所事業所を有する場合、10,000円

### 附則

この規程は平成25年4月1日より施行する。